

第 2 5 号議案

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

足立区営住宅条例（平成 9 年足立区条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 8 項中「第 8 条第 5 号」を「第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

第 1 3 条第 1 項第 1 号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第 3 6 条第 1 項中第 9 号を削り、第 1 0 号を第 9 号とし、第 1 1 号を第 1 0 号とし、第 1 2 号を第 1 1 号とし、同条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改め、同条第 4 項中「第 4 号まで及び第 1 0 号」を「第 1 1 号まで」に、「前項第 1 号イの額」を「前項第 1 号アの額の範囲内で区長が定める額」に、「同項第 2 号イの額」を「同項第 2 号アの額の範囲内で区長が定める額」に改め、同条第 5 項中「第 1 項第 1 1 号」を「第 1 項第 1 0 号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足立区営住宅条例（以下「新条例」という。）第 1 3 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る新条例第 4 条の使用許可を受ける者に適用する。
- 3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第 4 条の規定による使用許可に係るものについては、新条例第 1 3 条第 1 項の規定により提出

された請書とみなす。

- 4 この条例による改正前の足立区営住宅条例第36条第1項に該当することにより施行日前に同項の請求を行ったものについては、新条例第36条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

民法の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。